

函館市図書館電子書籍サービス要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市中央図書館資料収集方針に基づき収集した電子資料を提供するサービス（以下「電子書籍サービス」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(電子書籍サービスの提供方法)

第2条 電子書籍サービスは、本市または函館市図書館指定管理者が契約する事業者（以下「契約事業者」という。）が構築する電子書籍配信サービスをスマートフォン、タブレット、パソコン等の電子機器により電子書籍として提供する。

2 函館市図書館は電子書籍サービスの利用者にIDおよびパスワードを交付するとともに、契約事業者へ提供する。

(電子書籍サービスの範囲)

第3条 電子書籍サービスは、本市が選定した電子書籍の貸出しを行う。

(利用者)

第4条 電子書籍サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、函館市図書館が発行する利用者カードの交付を受けた次の者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市外に居住する者のうち市内に通勤または通学する者
- (3) その他館長が適当であると認める者

(IDおよびパスワードの取扱い)

第5条 電子書籍サービス利用のためのIDおよびパスワードの取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) IDおよびパスワードは、利用者カード1枚につき1つとする。
- (2) 利用者は、IDおよびパスワードを紛失したとき、または不明としたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
- (3) 利用者は、IDおよびパスワードを他人に貸与し、または譲渡してはならない。
- (4) 利用者カードの再発行等によるID変更の際は、前IDの情報（貸出、予約）は引き継がれない。
- (5) 利用者の故意または過失によりIDおよびパスワードが利用者以外に使用され、損害が生じた場合は、利用者がその責めを負う。

(電子書籍の利用方法)

第6条 電子書籍の利用はインターネット等の通信回線を通じて行うものとする。

(通信料金の負担)

第7条 電子書籍サービスへ接続する際に発生する通信料については、すべて利用者負担とする。

(電子書籍の貸出数および貸出期間)

第8条 貸出しを受けることができる電子書籍の数および期間は次のとおりとする。

(1) 貸出数 1人5冊以内

(2) 貸出期間 14日以内

(電子書籍の返却)

第9条 貸出された電子書籍はその貸出期間が満了したときは、自動で返却されるものとする。

(電子書籍の予約およびリクエスト)

第10条 電子書籍の予約は5冊以内とする。取置期間は貸出が可能になった日から7日間とする。

2 電子書籍のリクエストは、受け付けない。

3 電子書籍の予約確保の連絡は、行わない。

(予約の取消し)

第11条 前条第1項の規定による期間を超過しても予約した電子書籍の利用がない場合、当該予約を取り消したものとみなす。

(著作権法に関する禁止行為等)

第12条 何人も電子書籍サービスで提供される電子書籍を複製してはならない。

(業務の休止)

第13条 電子書籍の利用に関わる保守点検等、館長が必要と認めた場合には、電子書籍サービス業務の全部または一部を休止することができる。

(利用の停止)

第14条 利用者が次の号のいずれかに該当する場合は、利用者の電子書籍サービスの利用を停止することができる。

(1) 不正な手続により電子書籍を利用したとき。

(2) 電子書籍の利用に係る設備またはデータを損傷したとき。

(3) 利用者IDおよびパスワードを他人に漏らし、本市に損害を与えたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、電子書籍の利用が適当でないと館長が認めるとき。

(賠償責任)

第15条 電子書籍サービスで提供された電子書籍の貸出および閲覧などの行為により生じた損害については、当該行為を行った者が賠償する責任を負うものとし、函館市図書館は一切その責任を負わない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。